



Building a better
working world

関税評価を考慮した 文書化(ドキュメンテーション)

EY税理士法人

関税を考慮した文書化の重要性

近年、各国の税関が関連会社間の取引価格に着目し、各輸入貨物の取引価格が関連会社間の関係性による影響を受けていないか、いわゆる「独立企業間価格であるか」を確認するケースが増加しています。このように税関から取引価格の適切性について説明を求められた場合、企業の多くは移転価格税制の観点から作成した文書で説明する場合があります。しかしながら、同じ取引価格であっても、移転価格税制と関税評価とは着眼点に下表のような違いがあります。

特に、関税評価では課税対象が個々の輸入取引価額であり、またその適切性を判断するための検証方法も移転価格税制からは大きく異なります。そのため、税関から質問を受けた場合に、移転価格税制の観点のみから作成された文書では十分に説明をできないこととなります。

国によっては価格の設定方法を関税の観点から説明できない場合には税関が詳細な調査を要求してくることや、高い罰金を科せられる可能性が考えられます。

一方のリスク軽減のみに主眼を置いて価格設定方針の改定を進めると、他方のリスクが増大する可能性があります。このような事態を招かないためにも関税と移転価格の観点から説明ができる文書を準備しておくことは海外取引を行う企業には必須です。移転価格税制の文書化と併せて関税の観点からの文書作成を支援します。

	移転価格税制	関税評価
依拠するルール	OECD移転価格ガイドライン	GATT (関税に関するWTOの協定)
課税対象	各事業年度の税引前純利益	個々の輸入取引価額
申告単位	法人/年度	貨物/通関
移転価格の概念	年度単位で独立企業間価格	輸入申告単位で独立企業間価格
検証方法	同種企業との比較	<ul style="list-style-type: none"> 種々の販売状況の検証 検証価額による証明
課税当局の関心	価格の上昇 ↓ 営業利益の低下 ↓ 法人税額の減少	価格の低下 ↓ 評価額の低下 ↓ 関税支払額の減少

関税評価における独立企業間価格の検証方法

種々の販売状況の検証:

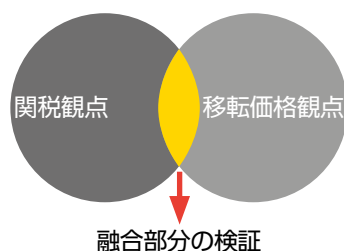
1. 輸入貨物の価格が、当該輸入貨物の産業における通常の価格設定の慣行に適合する方法で設定されている。
2. 輸入貨物の価格が、特殊関係にない買手に対する販売における売手の価格設定方式に適合する方法で設定されている。
3. 輸入貨物の価格が、すべての費用に利潤(同類貨物を販売することにより得られる企業の利潤)を加えた額を回収するのに十分な価格であることが明らかである。

検証価額による証明:

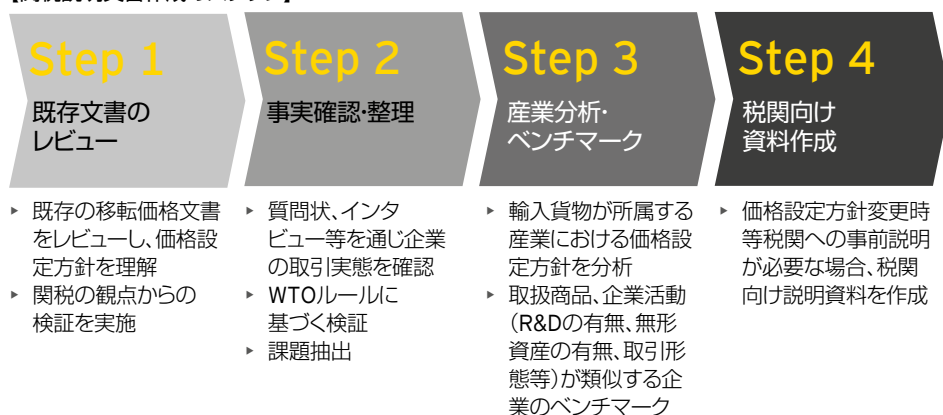
1. 同種・類似貨物の取引価格と同一又は近似する価格である。
2. 同種・類似貨物の国内販売価格または製造原価に基づく課税価格の決定方法により決定された価格と同一又は近似する価格である。

関税の観点からの説明文書の作成

海外関連者との輸入取引について、既存の移転価格文書をレビューし、関税と移転価格税制の両方の観点に適合しうる価格説明文書を作成します。これにより、税関から輸入申告価格（関税評価額）の妥当性について調査を受けた場合にも、適正に価格を設定していることを、関税の観点から合理的に説明することが可能となります。



【関税説明文書作成のステップ】



国内外の税関対応に精通した専門家によるサポート

EYでは日本のみならず、中国、韓国、タイなどの税関調査が厳格化している国における対応経験が豊富な専門家が、税関が関心を持つポイントを的確に押さえた文書の作成を行っています。また、WTO加盟国に共通するGATTのルールに基づき、精度の高い検証・分析をおこなうことにより、税関への抗弁に効力を発揮する構成としています。さらに、文書化を通じて、更なる輸出入取引におけるリスクの軽減方法や、関税節減機会の抽出を提案することも可能です。

関税を考慮した文書化のメリット

- 関税の観点からの価格設定方針を明文化することにより、税関に一貫性のある説明が可能となります
- 税関当局より説明・証明を求められた場合には、迅速に対応することが可能となります
- 多くの国において、税関から要求された説明・証明がなされるまで輸入貨物を引き取れないこともあります。早期対応により、サプライチェーンマネジメントの効率性確保の一助となります
- 初期対応が以後の方向性を決定付ける輸入事後調査において、事前に説明を準備しておくことは有効な事後調査対策となります
- 合理的な説明を行うことにより、事後調査の長期化を防ぐことも可能となります
- 企業の海外取引を整理し、文書化することにより、関税面におけるリスクエリアの把握や、関税節減機会の抽出も可能となります
- ロイヤリティ、サービスフィー、開発費等の企業が輸入貨物の代金とは別に支払う費用を関税の観点から検証することによって、輸入申告の際に取引価格へ加算すべきか否かを明確化し、一貫性のある対応が可能となります

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
Japan Tax SCORE 20160224. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp

関税評価を考慮した文書化(ドキュメンテーション)